第1回青森県子ども・子育て支援推進会議 議事録

日 時 平成26年2月13日(木)

 $10:30\sim12:00$

場 所 アラスカ地下1階サファイア

1 開会

(司会)

ただいまから、第1回青森県子ども・子育て支援推進会議を開催致します。

2 辞令交付

はじめに青山副知事から辞令の交付を行います。本日のお座席と委員名簿は、委員のお名前の 50 音順とさせていただいております。名簿順にお名前を呼び上げますので、呼ばれましたらご起 立の上、その場で辞令をお受け取りください。

秋元信行 様

阿部博明 様

井ノ上洋一 様

柿﨑哲男 様

工藤慎康 様

小関栄一 様

齋藤文子 様

坂本浩司 様

櫻庭洋一 様

佐藤三三 様

田村桜 様

敦賀仁 様

古川健治 様

前田保 様

前田みき 様

森まつ子 様

渡邉建道 様

なお、本日、長尾忠行委員、村上壽治委員、吉川源悟委員におかれましては、都合により欠席 となっております。

以上を持ちまして、辞令の交付を終了致します。

3 知事挨拶

それでは、青山副知事からご挨拶を申し上げます。

(青山副知事)

皆さん、おはようございます。副知事の青山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 本日、三村知事、公務が重なり出席できません。知事から、開会にあたりましての挨拶を預かってまいりましたので代読させていただきます。

第1回青森県子ども・子育て支援推進会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。 本日はご多忙のところを御出席くださり、誠にありがとうございます。また、日頃から子ども・ 子育て支援の推進にご理解とご協力を賜りますとともに、この度、青森県子ども・子育て支援推 進会議委員への就任をご承諾いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、急速な少子化や核家族化の進行、経済・雇用環境の変化など、地域や家庭を取り巻く環境は大きく変化してきております。このような状況の中で子ども・子育て支援関連三法が公布され、全ての子どもに良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として子ども・子育て支援新制度が平成27年度から導入される予定となっており、現在、国において詳細な検討が進められているところです。

また、昨年6月に国の少子化社会対策会議において、これまで少子化対策として主に取り組まれてきた子育て支援と働き方改革に加え、結婚・妊娠・出産が新たな対策の柱として打ち出され、これらを三本の矢として推進する少子化危機突破のための緊急対策が決定されました。

こうした中で、県では今後の一層の取組強化を図る観点から、子ども・子育て支援について重要な役割を担っていただく機関として当推進会議を新たに条例により設置し、今後策定する子ども・子育て支援事業支援計画の策定にあたってご意見をいただくほか、県の子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進のために、必要な事項などを調査、審議していただくこととしたものです。

本日は、子ども・子育て支援新制度に向けた取組などについて、皆様と情報を共有するととも に、忌憚のないご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、県では全国最下位の短命県を返上すべく、「今を変えれば!未来は変わる!!」のスローガンのもと、社会全体で一丸となって健康づくり運動に取り組んでおります。本県の子どもは肥満率が全国トップクラスにあるなど生活習慣に問題があります。健康を維持するための習慣を子どものうちから身に付けておくことは非常に大切ですので、皆様の団体におかれましても積極的に取り組んでくださるよう、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

むすびに、青森県の未来を担う財(たから)である子ども達が健やかに生まれ育つことを、社会全体で総合的に支援する環境づくりに向けて、皆様のより一層のお力添えをお願い申し上げ、 開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

平成 26 年 2 月 13 日

青森県知事 三村申吾 代読

本日はよろしくお願いいたします。

4 委員紹介

(司会)

次に会議内容の公開についてお願いを申し上げます。

この会議は公開を原則としております。また、議事録として皆様の発言内容を要約して県のホームページに掲載したいと考えておりますので、あらかじめ御了承願います。

本日は委員 20 名のうち 17 名の御出席をいただいておりますので、会議が成立していることを ご報告いたします。

ここで議事に先立ちまして、委員の皆様を事務局からお座席順にご紹介させていただきます。 恐縮ではございますが、お名前を呼ばれましたらその場でお立ちくださいますよう、お願いいた します。

青森県私立幼稚園連合会副会長、秋元信行委員です。

社団法人青森県子ども会育成連合会常務理事・事務局長、阿部博明委員です。

特定非営利活動法人はちのへ未来ネット事務局長、井ノ上洋一委員です。

青森県児童館連絡協議会会長、柿崎哲男委員です。

青森県議会環境厚生委員会委員長、工藤慎康委員です。

青森県小学校長会対策部副部長、小関栄一委員です。

公益社団法人青森県看護協会会長、齋藤文子委員です。

青森県PTA連合会副会長、坂本浩司委員です。

青森県商工会議所連合会常任幹事、櫻庭洋一委員です。

弘前大学名誉教授、佐藤三三委員です。

公募委員、田村桜委員です。

日本労働組合総連合会青森県連合会副事務局長、敦賀仁委員です。

青森県町村会総務厚生委員長・六ヶ所村長、古川健治委員です。

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長、前田保委員です。

青少年育成青森県民会議会長、前田みき委員です。

青森県民生委員児童委員協議会理事、森まつ子委員です。

社団法人青森県保育連合会副会長、渡邉建道委員です。

ここで恐縮ではございますが、青山副知事につきましては別の公務のため退席とさせていただきますので、御了承願います。

本日は第1回目の会議でございますので、本日出席しております事務局の主な職員を紹介いたします。

江浪健康福祉部長です。

小山内こどもみらい課長です。

こどもみらい課子育て支援グループマネージャーの泉谷総括主幹です。

児童施設支援グループマネージャーの最上総括主幹です。

家庭支援グループマネージャーの木庭袋総括主幹です。

5 組織会

それでは、これより組織会に移ります。はじめに会長を選任していただきます。会長選任のため、まずは仮議長を選出していただく必要がございますが、事務局案としまして弘前大学名誉教授の佐藤委員に仮議長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

<拍手>

ご異議がないようですので、仮議長は佐藤委員にお願いいたします。 佐藤委員には議長席にお移りいただき、進行をお願いいたします。

(佐藤仮議長)

それでは仮議長といたしまして、議長選出まで議事を進行させていただきますので、よろしく

お願いいたします。

それでは会長を選出いたしたいと思いますが、青森県附属機関に関する条例第4条第1項の規定によりまして、会長は委員の互選によって選出することになっております。どなたかご推薦をお願いいたします。

(阿部委員)

このまま仮議長が会長としてやっていただければと思います。

(佐藤仮議長)

いかがでしょうか。

<拍手>

(佐藤仮議長)

ありがとうございます。それではご異議がないようでございますので、力不足ですけれども皆様の審議の先導役を務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(司会)

佐藤委員には、仮議長を務めていただきありがとうございました。

青森県附属機関に関する条例第6条第2項の規定により、会長が議長となることとされておりますので、以後の進行は佐藤会長にお願いいたします。

(佐藤会長)

それでは次第に則りまして会議を進めてまいりたいと思いますが、その前に、本日の議事録署 名者を指名します。秋元委員、それから阿部委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょ うか。

それではよろしくお願いいたします。

次に、青森県附属機関に関する条例第4条第5項の規定により、会長に事故ある時等のために あらかじめその職務を代理する委員を会長が指名することになっておりますので、私から当会議 の会長職務代理者を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、前田みき委員を指名いたしたいと思いますので、御了承願います。

前田委員、よろしくお願いいたします。

以上で組織会を終了いたします。

6 議事

次第に従いまして議事に入ります。まず(1)本県の子どもを取り巻く現状につきまして、事 務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、小山内の方から説明をさせていただきます。

まず議事の(1)ということで、本県の子どもを取り巻く現状についてでございます。この会議では、本県の子ども・子育て支援施策全般について広くご議論をいただくことになりますので、まずはじめに本県の子どもを取り巻く現状についてご説明をさせていただきます。

冊子の方でお手元に配布させていただいておりますが、本県では次世代育成支援対策推進法に 基づきまして、次世代育成支援行動計画としまして、「わくわくあおもり子育てプラン」を策定し、 子ども・子育て支援の取組を進めているところでございます。

その冊子の方の8ページ・9ページにございますけれども、このプランでは基本理念といたしまして、子どもとともに、親とともに、地域とともに育ち合い、県民一人ひとりが安心と幸せを実感し、希望と喜びを持って子育てができるように、地域での支え合いを大切にしていくことを掲げまして、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つことを社会全体で総合的に支援するための取組を様々展開しているところです。

次に資料1をご覧ください。

こちらは毎年度作成しております、このプランの実施状況報告書から抜粋したものですけれど も、最新の数値で本県の現状についてご説明を申し上げます。

まず子どもの出生数ですけれども、平成24年は9,168人ということで、グラフにありますように年々減少しております。また、1人の女性が一生の間に生むと推定されます子どもの数を表す合計特殊出生率は1.36で、昭和40年代から一貫して減少傾向が続いておりますが、一旦平成22、23年と持ち直しましたけれども、24年度にまた減少となっております。また、平成18年からは7年連続で全国平均を下回っている数値となっております。

次に(2)の結婚を取り巻く状況を見ますと、本県の平成24年の平均初婚年齢は男性30.4歳、女性28.7歳と、戦後一貫して上昇している状況になっています。また、2ページの上の方、図2-2にありますように、生涯未婚率も上昇しております。グラフは平成22年の数値となっておりますが、男性のうちの21.3%、女性のうち9.8%が生涯未婚ということで、晩婚化・未婚化が本県の少子化の進行に大きな影響を与えているところです。

次に (3) をご覧ください。家族の形態ですけれども、年々小規模化が進んでおりまして、平成 22 年の国勢調査では本県における1世帯あたりの平均人員は 2.61 人となっています。また、図3のグラフに示されておりますように、18 歳未満の子どものいる世帯数の割合は、全世帯数の4分の1にまで低下しているということになっています。

次に(4)の子どもの健全育成について見ますと、本県における乳児死亡率は、5 ページの上の図4-1にありますように、平成12年には全国一高かったものなんですが、その後、概ね減少傾向にあります。平成24年度は前年度より0.2ポイント増加しましたところですけれども、5年の期間で比較しました場合、改善傾向を示しているところです。

次に下の図4-2をご覧ください。児童虐待相談件数ですけれども、全国的に増加しております。本県においても平成24年度は前年度より増加して842件となり、過去最多となっております。

次に資料 4 ページですけれども、基本方針 1、安心して子どもを産み育てるためにとありますけれども、「わくわくあおもり子育てプラン」にはこのように 5 つの基本方針を定めてございます。そして、その下に 21 の施策目標がありまして、それぞれに目標となる指標を定めているところです。その指標として、ここには乳児死亡率、合計特殊出生率のグラフを載せてありますが、毎年度、目標指標の推移を確認しまして実施状況を点検しております。

例えば、5 ページに里親等委託率とございますけれども、プランを策定した平成 20 年次には

11.8%でしたけれども、平成24年度の実績では16%となり、目標を達成しているという具合です。

以下、目標指標の説明は省略させていただきますけれども、目標を達成しているものが大半ではありますが、少子化が本県における大きな課題となっているというのが現状でございます。 以上です。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、質問等ございませんか。 では次、それでは議事(2)子ども・子育て支援推進会議における今後の議論の進め方につい て、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは議事(2)子ども・子育て支援推進会議における今後の議論の進め方についてご説明申し上げます。

まず当会議の担当事務でございますけれど、2つございます。1つ目は県子ども・子育て支援 事業支援計画の策定・変更に係る意見の聴取でございます。平成24年8月に制定されました子ど も・子育て支援法に基づきまして、都道府県では国で示す基本指針に則して、5年を1期とする 子ども・子育て支援事業支援計画を新たに策定することが義務づけられました。

計画の内容につきましては後ほど説明いたしますけれども、地域の子ども・子育て家庭の実情を踏まえた計画とするために、当会議において委員の皆様からのご意見をお聞きするということでございます。

2つ目といたしましては、次期「わくわくあおもり子育てプラン」の策定に係る意見の聴取で ございます。県では、これまでプランの推進及び進行管理のため、青森県次世代育成支援対策地 域協議会を設置しておりましたけれども、地域協議会の事務は当会議に引き継がれることとなり ました。このため、当会議におきましてプランに基づく措置の実施状況に関する検証・評価を行 い、次期プラン策定のための意見をお聞きいたしたいと思っております。

わくわく子育てプランにつきましては、平成 26 年度が計画の最終年度となっておりますので、 平成 26 年度はこれに次ぐ計画を作成することになりますけれども、これと新たに作成する子ど も・子育て支援事業計画の 2 つの計画は一体のものとして策定したいと考えております。

そこで、3といたしまして、今後の具体的なスケジュールをお示ししてあります。本日は第1回会議としまして組織会を行ったところですが、第2回会議からは、まずは子ども・子育て支援事業支援計画部分の骨子をお示ししましてご意見をお聞きします。併せて新制度への移行のために幼保連携型認定こども園の基準条例を策定する必要がありますので、条例案についてもご意見を伺います。第3回の会議では、現行の「わくわくあおもり子育てプラン」の検証・評価を行いながら、次期プラン策定内容についてのご意見をお聞きするとともに、支援計画の素案についてご審議をいただきます。第4回会議では、概ね固まった支援計画案を踏まえて、「わくわくあおもり子育てプラン」全般についての素案をご審議いただきます。平成27年1月には第5回会議を開催しまして、2つの計画を一体とした支援計画案の最終審議を行っていただき、2月には県で新計画案を決定し公表する予定としております。

以上で青森県子ども・子育て支援推進会議の今後の議論の進め方について終わります。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。何かご質問等、ございますでしょうか。

(渡邊委員)

今、会議の進め方、スケジュールについてご説明をいただいたんですけれども、今回の会議に あたっては3日ほど前に手元に資料が届いたんですけれども、第2回目以降はもう少し早く資料 をいただければ大変助かるなと思います。

(事務局)

早めに資料を送るようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

(佐藤会長)

その他。はい、どうぞ。

(櫻庭委員)

今、各自治体、まあ青森市もそうですけれどもニーズの調査をいろいろやっていますけれども、 市町村とこの県の会議との関係、前に聞いたような気がするんですけれども、もう1回簡単に説 明していただければと思うんですけれども。

(事務局)

まず市町村において管内の児童の人口等をもとに、今後の保育の量とか幼稚園の教育の量をまずはかります。市町村において適正な今後の保育量とかの数を設定した市町村の子ども・子育て支援事業計画を作ります。その計画をもとに県の方ではそれを踏まえた上でさらに市町村の議論を、まあ市町村においても議論を子ども・子育て支援会議で教育・保育の推進体制の確保をしていただきますけれども、その作られた計画をもとに県の方でも同時に計画を作っていくというスケジュールというふうになっております。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。 その他。はい、どうぞ。

(渡邉委員)

この会議、この計画、27年からのものをこの次世代の方と一体にしていくということなんですけれども、かなり計画の性格が違ってくるのではないのかなという気がするんですけれども。その点はどういうお考えなのかということと、それから作業手順として、今までの次世代だと、どちらかというと承認するような、承認ありきと言っては何ですけれども、それが子ども・子育て会議、皆で考えるような会議はもう少し一歩踏み込んだ意見をぶつけ合うようなものと私は考えているんですけれども、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

(事務局)

今、一体のものとして作るということで、この「わくわくあおもり子育てプラン」というのは、 子どもと子育てについての全般の計画ということで、こちらの章立てを見ていただくと分かると 思うんですけれども、広く大きな計画になっております。

新しく作る子ども・子育て支援事業支援計画の方は、一部の保育事業等に関して特化した計画となっていますので、子育ての広い全般の中にその一部として一緒に策定をする、組み込んで策定するというふうに今のところ考えております。

(佐藤会長)

渡邉委員、よろしいでしょうか。

その他。

それでは、次の議事に移りたいと思います。(3)子ども・子育て支援新制度の概要につきまして、事務局からご説明いたします。

(事務局)

こどもみらい課、児童施設支援グループマネージャーの最上と申します。私の方から、子ども・ 子育て支援制度の概要について、資料3、それから資料4に基づきましてご説明をさせていただ きたいと思います。座って説明をさせていただきます。

資料3をご覧いただきたいと思います。この子ども・子育て支援新制度の経緯、内容についてでございますけれども、平成24年8月、乳幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するという目的で、この子ども・子育て関連三法が交付されところでございます。

それに基づきまして、今年度4月に国で子ども・子育て会議を設置いたしました。この会議の中では計画の基となる基本指針ですとか施設の設置認可に関する各種の基準、それから公定価格などの制度の大まかな骨格について議論をずっと続けてきております。

そして 7 月には計画の基となる基本指針の案というものが了承されております。今年度末までにその基準について政省令を報告するという予定になってございます。消費税が 10%に上がるということで平成 27 年 4 月に新制度を本格施行させると、こういうスケジュールでございます。

次のページですけれども、子ども・子育てをめぐる現状ということでは、まず1点目、親の就 労状況にかかわらない、質の高い保育・教育の確保が必要だということがあります。親が働いて 保育所に入っている子どもは、制度的には学校教育である幼稚園教育を受けることができないと いう仕組みになってございます。それから幼稚園に入っている子どもの中で、仮に親が働いてい るということになりますと、そこの中では幼稚園では預かり保育という形で延長して保育を行っ てございますが、それはいわゆる児童福祉法に定める福祉事業としての保育というものの位置付 けにはなっておらないということがございまして、親の就労状況にかかわらず保育と教育を質の 高いものとして提供するということが一つのねらいといいますか、課題に対する対応ということ になります。

2つ目、家庭や地域での子育て力の低下ということが叫ばれてございます。

それから3つ目でございますが、全国的には待機児童が多いということが話題になっておりま

す。また、逆に人口が減少していく中で保育・教育の基盤をどのように確保してくかということ も一つ課題になっているところであります。

これらのことを含めて、この新制度においては基本理念としてまず3つ定めております。1つは保護者が子育ての第一義的責任を有すると、そういう認識のもとにそれぞれが役割を果していくということであります。この考えは子どもを育てるのは保護者の責任で行うということと、それから子どもの保育・教育に関する選択ということ、メニューを選ぶということもまたこれも保護者の責任で行うと、そういう考え方があるのかと思います。

それから2つ目については、提供される内容、水準というものは、良質かつ適切なものでなければならないということ。

そして3つ目として、地域の実情に応じてそれが提供されなければならないということであります。

総じて申し上げると、子どもや保護者が置かれている環境に応じて、保護者の選択に基づいて 多様なメニューの中から良質な保育・教育を受けられる、このような提供体制ということがこの 制度の中でめざすところとされているところであります。

そういう点から、青森県としてこれを実現していくために計画策定をこれからしていくわけでありますけれども、どのようにしてこの理念を施策の中に盛り込んでいくのか、進めていくのか、 その点についてご議論をたくさんいただければなと考えているところであります。

次でございますが、新制度で定めている内容でありますけれども、1つは幼稚園と保育所の良さを合わせ持つ「認定こども園」というものを普及させていくということがねらいであります。「認定こども園」については、既に平成18年から制度として先行しているわけでありますけれども、まだまだその普及が進んでいないということであります。この「認定こども園」というものについてちょっとご説明をさせていただきたいと思います。

3歳以上の子どもに対して、保育が必要な子どもに対して保育を提供するとともに、併せてその子どもに対して教育も提供するというふうなこと、これが1つであります。それに併せて3歳未満の子どもも受入れて、3歳未満から3歳を超えるまで、ここを一貫して保育を行うというものが国で想定している「認定こども園」という制度であります。これを普及していくということです。

それから、子育て支援に関する様々なメニューを法定化させ進めていく。それに対して財政支援をしていくということ、これが新制度の中身です。具体的な内容については、下のところに書かれてある内容でございます。

それで、県として子ども・子育て支援に関する計画を作っていくということが役割として定められておりますけれども、この考え方については、まず基礎的自治体である市町村が制度の実施主体になるんです。その市町村を国と県は重層的に支えるという構図でこの新制度を進めていくという考え方がございます。

そういうことで、計画というものにつきましても市町村の計画を中心に進めていくということになりますが、まず計画の作り方として国が定める「基本指針」に則して県・市町村は5年を1期として計画を作るということ。

それから計画策定にあたっては、現在保育所・幼稚園・認定こども園、その他いろいろなサービスを利用しているそういう利用状況、現在の利用状況を把握し、それに今後、5年間でどういうサービスを利用したいのかという住民の方々のニーズをお聞きして、必要とされる量の見込み

を押さえる。その上で、量の見込みに対してサービスとかメニューを何年間にどういうふうな形で提供していくのかという具体的な数字に基づいた実施計画、それが「市町村子ども・子育て支援事業計画」となりますが、それをそれぞれの市町村が作っていくということになります。

県は、その市町村の計画の積み上げをベースとして、県の総量を押さえながら、広域性と専門性を有する立場から、県としての子ども・子育て支援事業支援計画を作っていくというのが市町村の計画と県の計画との構造ということでございます。

次のページには、一応、今の段階でどのような計画になるのかというイメージ図を簡単にまとめたものでございます。まだこれはイメージでございます。

先ほど課長の方からご説明申し上げたとおり、「わくわくあおもり子育てプラン」と一体的に策定するということから、この総論部分については子ども・子育て支援事業計画と一体で溶け込み型でできてくるのかなと思っております。

そして、具体的な実施計画に相当する事業部分に関しては、「わくわくあおもり子育てプラン」 の一つの各論という形で位置付けことになるのかなというイメージを持ってございます。

そして、その各論部分というものについては、先ほどご説明した国が定めた「基本指針」というものがございますが、その中で県の計画に書くべきもの、必須的記載事項、基本的記載事項というものと任意で記載すべき事項ということがありますので、それぞれについて、例えば柱立てにするとこういう形になるのかなと括ったものであります。

第1は幼児期の教育・保育等の推進、それから第2として児童虐待等、専門的な知識・技術を要する支援、それから第3として職業生活と家庭生活の両立支援。そして、特に第1の幼児期の教育・保育の推進というものにつきましては、1つは計画に定める需給をはかるにあたって、県として区域を設定しなければいけないということになってございますので、その区域設定の考え方、区域設定について記載します。ここで定める区域というものは、後ほどご説明をいたします、いわゆる保育所、認定こども園を認可する県の権限、認可権は県あるいは中核市ということになりますので、認可するにあたっての需給をはかるその区域を設定するということ。

それから(2)のところで、毎年度、5年間、それぞれにおいてどのような保育・教育の量が 必要で、それに対してどのような提供を行うかという5年間の実施計画を定めるということ。

それから(3)では、認定こども園、保育所、幼稚園、これらの県内での保育・教育に関する 基盤というものでございますけれども、この基盤をどのような方向性、方針で整備していくのか と、ここのところは量的なものではなく定性的といいますか方向性をきちんと議論をし、この中 に書き込んでいくということになる部分でございます。

それから(4)として保育・教育の人材育成、それから確保ということ。このことについては 後ほど資料等を含めてご議論をいただきたい部分ではございますけれども、それが県としてのも う1つの柱となってございます。

そして(5)として、市町村の区域を越えた広域調整、情報提供等がこの中に盛り込まれる内容ということでございます。

次には、コアの部分になります量的な確保ということを、県としてどのような形で進めていく のか計画に盛り込み、進めていくのかという部分について、ちょっと細かい説明になりますけれ どもご説明をさせていただきたいと思います。

県では量の見込みをはかり、その確保内容について進めていく、そして認可・認定ということで、その需給調整を図っていくということが役割でございます。まず計画につきましては、先ほ

ど申し上げたとおり量の見込みをはかり、それに対する提供体制を進めるということでありますけれども、細かい部分ですが、真ん中のところの左側、どういう区分で量をはかるのかということですけれども、いろいろ制度の中で1号、2号、3号という言葉が今後たくさん出てまいります。その意味をここで押さえたいと思いますが、1号子どもというのは3歳から5歳の学校教育を提供する子ども。簡単に言えば、現在、幼稚園に入っている子どもがいわゆる1号認定こどもということになります。それから2号認定こどもというのは、保育の必要がある3歳以上のこどもということで、保育所に入っている3歳以上の子どもです。それから3号認定こどもというのは3歳未満の保育の必要性のある子ども、保育所に入っている3歳未満のこども、この3つの区分に分けて、それぞれの子どもの数が今後どう伸びていくのか、必要になってくるのかという量を押さえ、それに対して右側の方で確保する内容として、教育・保育施設、認定こども園、幼稚園、保育所というもので確保する。それから今回新たに法制度化されたそれよりも小さい規模の保育事業ということで、19人未満の子どもを預かる小規模保育事業、あるいは家庭的保育、ベビーシッターのような訪問型保育、事業所内保育というもの、これらも含めてニーズをまかなっていくという計画づくりになるということです。

下の方にイメージ図がございますが、ちょっと見にくいのですけれども、仮に1年目、この青で示した部分、 $0 \sim 2$ 歳の保育の必要のある子どもが 200 人いたんだけれども、認定こども園、幼稚園、保育所では 80 人分カバーできています。それから小規模保育では 20 人カバーできていますということで、差引 100 人足りない現状になっている。それについて、2年目では 80 人分カバーしていたところを 150 人にするため、70 人分を認定こども園、保育所で増やす。地域型保育事業では 10 人増やすということで 2年目まかないたい。ただ、2年目でもまだ 20 人不足しています。それを 3年目では地域型保育事業を 20 人増やすことで必要量と供給のバランスをとる。簡単にいえば、このような計画をそれぞれ市町村が作り、検討をして積み上げていくという考え方になるということであります。

それで、県が行う需給調整ということでありますけれども、先ほど申し上げたとおり、県はそういう計画を積み上げて総量を把握するとともに、認定こども園、保育所、幼稚園も含め、認可・認定を行うということになってございます。認可・認定の申請があったものについては、基準を満たす場合にはその量に足りるまでの間は認可・認定をしていく。量の見込みよりも現在の供給が少ないという場合には申請があったらこれは原則満たしていきますよというのが左の図であります。

ところが、量の見込みに対して現在供給過剰になっている、こういう場合についてはどうするのかということ、これが1つ課題になるというところであります。ここのところが非常に制度的に難しいので、次のページから詳しくご説明をしていきたいと思います。

その前に、需給調整の特例の1つとして、計画上、量の見込みを満たすためにそれぞれで計画的に整備をしていくという計画を作るわけですけれども、計画以外のところから、予定以外のところから申請があった場合にどうするのかと、そのことに関しては基本的にはニーズに満たないので認可・認定するというのは原則ですけれども計画どおりに進めるという要請もあるので、それをしないということも可能だという考え方が1つ示されております。

それからもう1つ、認定こども園に移行する場合の特例というものとして、例えば現在の保育 所、あるいは幼稚園が認定こども園に移行したいという希望を持っている場合に、どのように需 給調整を取り扱うのかというのがこのページの中で示されております。 幼稚園が認定こども園に移行する場合には、幼稚園というのは3歳から5歳までの学校教育の子どもを現在入所させているわけですけれども、認定こども園に移行するということになると、保育に欠ける子どもも受入れるということになります。しかし、供給過剰の地域においては、もう既に保育に欠ける子どもが供給量が満たされていると、そういうふうに計画上なっている場合には、保育に欠ける子どもの定員を定めて認定こども園に移行することができなくなるということが出てまいります。そういうふうなことの中で、県とすれば、認定こども園というものを推進していく、促進していくという観点から、ここにあるとおり、現在の利用状況を踏まえて把握した量の見込み、それに都道府県計画で定める数をオンしている、加えて、それに達するまでは認めると、そういう仕組みがこの制度の中で考えられているということになります。

ですから、ニーズがあって、ニーズを上回る量をこの計画で定める。それをその分まで認める ということになります。そして、この都道府県計画で定める数というのを、ここに書いてあると おり地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保してその数を定めていく。

ですから、この会議の中でどのくらいの量を県計画として定める数として把握していけばいいのかということを議論しながらその量を定めていくということになってございます。

そして、その数というのは、認定こども園に移行したいという幼稚園、保育園の利用希望、それを考慮し、現在の利用状況を踏まえた上で設定するということになっています。

同様に、保育所が認定こども園に移行するという場合にも、保育に欠けない子どもの枠を設定 したいという希望があれば、それを踏まえた形でそこの量を県計画の中で定めていくということ になります。

この下の図は、これは国が作った図ではなく国の資料に基づいて県の方で作成した図になりますが、さっきの図からいきますと、量の見込みが低い、供給量が十分確保されているというものについても、県計画で定める数というのを需要にオンするというのが正しい表現なのかどうかあれですが、その数に達するまで認可を認めていくと、こういう考え方ということでございます。

最後に1つだけ、認定こども園、先ほど制度として申し上げましたけれども、国が進めようとしている幼保連携型認定こども園というものについては、一番上のところですけれども、どういう子どもを受入れることになっているかということですが、基本的には保育に欠ける子ども、3歳以上の保育に欠ける子どもを受入れ、その子ども達に教育を提供することが必須になっているものであります。それに加えて、例えば保育に欠けない子どもも一緒に受入れして、3歳以上の保育に欠けない子どもも一緒に受入れして、その子どもにも教育を提供するというスタイル。それからもう1つは、3歳未満保育にかける子どもも受入れて、3歳未満、3歳以上と一貫して保育を提供しながら3歳以上の子どもにたいして保育・教育も提供する、そういうふうなスタイル、それの組合わせということが認定こども園のスタイルということになってございます。

以上、制度の概要についてご説明をいたしました。

引き続きまして、青森県の現状について、今度は資料4、これはスライドはございませんので お手持ちの資料でご説明をさせていただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、青森県の保育所、幼稚園の定員、入所児童の推移でございます。 就学前の子どもについては、10年前は80,000人だったものが、平成25年度は58,000人に減っ ているというものです。保育所につきましては487から469ということで、数とすればあまり大 きな変動はございません。定員、入所児童についても、若干減りながらも最近また持ち直してい るということが大きな流れでございます。そういうことで、定員充足率についても100%前後と いうことになります。

fの欄、待機児童につきましてはだんだん少なくなりまして、ここ数年は4月1日現在で青森 県の待機児童0ということが続いております。ただ、年度途中からは保育所に入りたいという子 どもが増えていきますので、それに対する対応ということで待機児童が若干出てくるということ が青森県の特徴になります。

その下、保育所普及率ということで、就学前の子どもに対して保育所に入っている子どもの割合がどのくらいなのかということを見ますと、4割であったものが今は半数以上が保育所に入っている子どもが割合として増えているということがいえます。

一方、幼稚園の方ですけれども、幼稚園の数は 150 から 120 ということで年々減少してきておりますが、幼稚園に入っている子どもの数というのは 13,000 人から現在 8,000 人ということで、5,000 人くらい減っている状況になります。それで幼稚園に入っている子どもの割合も減少しているということで、全体として幼稚園、保育所、この認定こども園もこの中に含まれてございますけれども、施設に入っている就学前の子どもの割合は 57%から 68%ということで、入っている子どもの数が年々増えているという状況があります。

次に、本県の特徴ということについてポイントだけ、次の資料で確認をしてまいりたいと思います。2ページですけれども、これは子どもの数に関して保育所、幼稚園の設置数がどうなのかということを全国の中で示しているものです。0歳から3歳の子どもの数に対して幼稚園の数の全国順位というのは26位くらいでありますけれども、保育所については全国1位ということで、青森県は子どもの数に比して保育所の数が多いということがいえます。逆にいうと、数が多いということは小規模の保育所が多いということにもつながっています。

それからもう1つ、小学校1年生に上がる子どもというのが、保育所から上がる子どもと幼稚園から上がる子どもの割合がどうなのかというのを見ますと、青森県は保育所から上がる子どもが6割、幼稚園から上がる子どもが3割ということで、全国とは反対の状況になっているというのが特徴です。

次、3ページになりますが、これは市町村別に保育所の設置状況についてまとめたものでございます。保育所が4月1日現在で合計のところのか所数では469ございますが、そのうち437が私立で公立の保育所が32ということです。割合とすれば9割を超えるものが民間の保育所になっているということです。本県に限らず1法人、1施設の経営形態の保育所が全国的にもたくさんあるということがございます。

それからもう1つは普及率、一番端のところをご覧いただくと、8割を超えて保育所に入っているところ、幼稚園があり・なしというところも影響してございますけれども、それよりも低いところということで、保育所の入所率ということを見てもそれぞれの地域によってバラバラですということが本県の状況であります。

それから次のページにいって、こども園ということに関しては、4ページにありますが4月1日現在で20か所、現在は21か所でございます。全国的には1,000か所ということで、国では当初の目標を2,000か所ということで設定しておりましたけれども、現状として進んでいない、ですから、進めるということでございます。

それから5ページですけれども、少子化というご説明を申し上げましたが、将来推計人口というものから見ると、人口そのものも青森県は1,370,000から930,000ということで減ってまいりますけれども、下の方、就学前の子どもの数を推計してみましても、2010年を100として30年

後にはやっぱり半数ぐらいになってしまうのかなという数字が出てございます。

最後の2つは各市町村における子ども・子育て新制度に関する取組状況について参考までに付けた資料でございます。それぞれの市町村ではニーズ調査の実施ということで、12月までの間に進んでいるところです。

それから子ども・子育て会議につきましては、7ページですけれども、条例を設置して会議をするというところが大半ではありますけれども、西目屋村・野辺地町・東北町・田子町については既存の会議を活用してそれを設置するということ、それから大半のところについては既に設置を予定し、今後3月までの間に設置するというところがいくつかあるという現状でございます。説明は以上でございます。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。ご苦労様でした。

ただ今の説明に関しまして何か、いろんな言葉が出てまいりましたし、全部分かるということ は難しいかもしれませんが、この時点で何かご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

この会議は皆様のご意見を広くお聞きする場、お出しいただく場だと思います。ご質問も含めまして、今までいろんな説明がございましたけれどもご意見、あるいはご感想、あるいはポイントございましたら何でも結構でございますので、どうぞ自由にご発言をいただきたいと思います。今日、初めてですので、これから議論を積み重ねていきますので、どうぞ忌憚のないご意見を出してください。感想でも結構でございます。今まで説明がありましたが全部ひっくるめて、どうぞご質問、ご意見、感想をお願いいたします。

井ノ上委員。

(井ノ上委員)

ありがとうございます。この資料の説明を聞いておりまして、子ども・子育て支援事業というのが、市町村が制度の実施主体となって、都道府県はそれを支えるというふうに説明を受けましたので、私達も市町村を支えるものだという意識をもってこの会議に臨みたいと思っております。それで、先ほどスケジュールのところで、市町村と県の協議が随時あるということも説明を受けましたけれども、この会議、今後市町村との協議の状況とか内容についてもできうるだけ細かくこちらの方にお伝えいただきたいなと、一言述べさせていただきたいと思います。

もう1つよろしいですか、すいません。先ほどの説明の中で、1号、2号、3号と認定の子どもがあるんだよというお話をいただいたんですけれども、その中には2歳未満で保育の必要がないというのは家庭で養育をするということだと思うのですが、その子どもについては特に認定というものはないという枠組みだと理解しまして、ですからこの子ども子育て支援については1号、2号、3号それぞれの子どもについての支援を考えると。でも、もちろん2歳未満で家庭で育つ子どもについても、社会の支援が全くないということはあり得ないので、今後の「わくわくあおもり子育てプラン」の方ではそういった子ども達への子育て支援を含めて計画を策定していくというふうに理解しましたが、それでよろしいのかどうかを、ちょっと事務局の方から一言説明をいただければと思います。

(事務局)

先ほどご覧いただきました資料3の3ページをお開きいただきたいと思います。私の説明が不足でちょっと誤解を招いた部分があったかもしれません。

1つは、新制度における内容ということで、2番目、多様な子育て支援を充実していくということが一つねらいになってございます。そういう意味では、3歳未満の施設型のサービスを必要としない家庭というものに対しては、この具体的な内容と書かれてあるところの下から2つ目のポツ、地域子ども・子育て支援事業ということで、市町村がそういう、いわゆる家庭の子育て支援というものを事業としてメニューを揃え、それに対しても今回の消費税値上げ分を財源とした財政措置をするということが1つ考えられております。

それからもう1つ、認定こども園という施設につきましては、施設に入っている子どもに対する保育・教育を行うだけでなく、地域の子育て支援の拠点としてこういう在宅向けの子育て支援事業をやることも認可の条件になっているということで、そういう形で裾野の部分を広げていくという考え方になってございます。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。

市町村の動向も併せて随時報告をいただければと思います。

その他。前田委員。

(前田委員)

今の井ノ上委員の話を聞いて、その回答を聞きながら、私自身も自分で不案内だったなという 思いが一つあります。

実は平成9年のあたりから、放課後子どもプランというネーミングでこどもみらい課と県教委の生涯学習課が合流した形で何年か、まだ続いていますでしょうか。もしかしたらまだ続いているかも分からないのですが、それに関わった経験があるものですから、3歳から学童までのところ、6歳までのところという限定で考えてなくて、その後のこともちょっと頭に入れてきたんですが、あっそれは違うんだなということの確認をいたしました。

まず1つは、青森県の場合は学校に入った子ども達が、1年生がお昼で上がってくる、その後、子ども達がどこにいるか、居場所がないということで、かなり各地域で居場所づくりということでの公民館だったり、それから特定の個人のところだったり、様々な形での対応をしてきている、それがどんどん進んできているということがありましたので、まず学童児童のことももう一回確認しながら、各市町村が対応していかなければいけないんだなということが1つあります。

それから3歳からということですけれど、女性にとっては母親がすぐ就労するということは、すごく条件のいいところで1年お休みをするというぐらいがせいぜいだろうと思うんです。そうすると、その間のところは、夜間のところも今保育園が出ていますので、そういう形を利用するということがありますけれども、2歳児、3歳児というあたりのところもかなりの形で預けるところがなくて、仕事は続けたいけれども辞めなければいけないという対応が迫られることがたくさんあるだろうと思うんです。そういうことも併せた形で市町村がきめ細かい形で子ども達を、学童も含めた子ども達に対応していかないと、それでこそ地域の力というか対応の仕方みたいなものが出てくるのでしょうけれども。

それは、今の計画の中ではないところですけれども、併せて考えていかなければならない重要

な点ではないかなというふうに感想を持ちました。 以上です。

(佐藤会長)

どうも、大変重要なご指摘をありがとうございました。

皆さんのご意見、いろいろと、先ほどの新制度のご説明を受けまして、今後どうしていったらいいのかと、そういう方向に進んでいくかと思いますが。

(事務局)

今の前田委員のご発言の中で、私の説明がやっぱり不足していた部分がございまして、その放課後子どもプランというところ、放課後児童クラブの、保育を必要とする子ども達の放課後の預かりということについては、今の3ページのところで申し上げた地域子ども・子育て支援事業のメニューの1つとして組み込まれてございますので、そこの部分、幼児が中心ではありますけれども、保育に関しては学童も含めた内容がこの計画の射程範囲ということになってございます。

(佐藤会長)

渡邉委員。

(渡邉委員)

青森県の場合は幼稚園のない市町村があるわけですね。先ほど最上マネージャーのお話で、そういったところにも制度的には学校教育を取り入れることになるので、そこを幼保連携型認定こども園で学校教育を施すんだと、そのための1つの新制度であるとおっしゃったんですけれど、それは確かに制度的な話でそうなんですけれども。

やはり幼稚園がない市町村では、既に保育園は教育というものをあるなしに関わらずではありますが施しているわけですので、やはりその辺の視点とかをきちんとご理解していただきたいのと、やはり会議のメンバーの方々が、例えば保育所と幼稚園の違い、もう少し数字だけではなくて1日の流れだとか、そもそもどういう形でそれぞれが発生してきたのか、学童保育の放課後健全育成事業でもそうなんですけれども、そういったものを一回基礎的な学びをした上で、確認をした上で議論をしていかないと、何か机の上で数字だけ、量とか傾向だけを見て、その時感じた事を述べて終わりという会議になってしまうのはやっぱりもったいないので、ぜひ毎回の会議に基本的用語について、我々も、例えば保育の代表ですけれども、先生は幼稚園の代表ですし、そちらの方から少し基礎的な資料を提示して、3分でも5分でも説明できるような形があってもいいのかなと思ったんですけれども。

どうでしょうか。

(佐藤会長)

大変大切なご指摘かと思います。

事務局がこれから進めていくにあたって、参考になる、あるいは方向性を決めていく上で重要なことになろうかと思いますので、どうぞどしどしご意見をいただければと思います。

前田保委員。

(前田委員)

前田です。

資料3の2ページ、ここの(2)では子育てをめぐる現状・課題ということで、3点ほど挙げられております。それで(3)では新制度の基本理念ということで、ここも3点ほどあります。

第1点目の①ですけれど、保護者が子育ての第一義的責任を有すると、ここでは家庭、学校、地域、職域等ということで、社会の全てが構成員だと、こういうふうになっているわけであります。総論としては分かるわけですが、家庭、学校、地域、職域などの構成員が、具体的にどういう組織を創るのか。家庭、学校ですとPTAなどがありますし、地域ですと町会とかあるわけですが、その連携をどのようにとって進めていくのか、具体的なものがこれから出てくるのかどうか。その辺は市町村に任せるのかどうか。その辺、お聞きしたいと思います。

(佐藤会長)

これは事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

今の部分については、事前に配布しておりました参考資料の4というところで、その親とそれ 以外の社会を構成するものとの関係について触れられた部分がございます。

基本的な考え方とすれば、参考資料の4、基本指針の主な記載事項と書かれたところの2ページ、第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項というところの○の4つ目でございます。子育て支援というものは保護者が養育責任を第一としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに関する負担や不安、孤立感を和らげるということを通じて、保護者が自己肯定感を持って子どもと向き合える、そういうふうな環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられるような、こういうふうな支援をしていくということが基本的なイメージの考え方ということになります。

今、前田保委員の方から、その具体的な部分はどうなるのかということでございますけれども、 そこのところは計画、それぞれの市町村の会議の中で議論をしていただいて、この計画の中にど ういうものをそれぞれの市町村が盛り込んでいけるのか、どういう役割が具体的なのかというこ とを議論していただきたいなと考えてございます。

(前田委員)

そうすると、こういう課題に限らず市町村にお任せをすると、こういうことがたくさんあるわけですが、しかし今回はスタート時点でありますので、県の方で指針、具体的な指針などを出した方がいいのかなと。全て市町村にお任せすると格差が出てくるという懸念がありますよね。ですからその辺を、せっかくいいこの制度を作るわけですので、スタート時点を大事にしたいなと、こう思っております。

(佐藤会長)

事務局の方でお考えいただきたいと思います。 その他。 田村委員。

(田村委員)

先ほど青森県の待機児童数が 0 になったという話を聞いたんですけれども。私は子育て中の母親としての視点で考えていたんですけれども、途中入園ができなくて困っている人がたくさんいると思うんですよ。待機児童は無くなったかもしれないけれども、4月からしか入園できないのだと、その月じゃない月で生めば途中入園できなくて困って、女性が出産後に社会復帰できなくなってしまうので、社会復帰するにはもっと途中で入園できるように、もしそうできなくても一時保育の充実をもっとしてほしいと思います。

途中で入園できないというのは子どもの人数に対する保育士の数が関係していると思うので、 子どもが増えるとその分保育士も増やさなければいけないので、そういう問題があるのなら、せ めて一時保育を充実していただけると、先ほど2歳未満の子どもの支援の充実というお話も出て いましたけれども、それにもつながると思うのですけれども。

あと女性が1年間産休をもらえる会社とは限らないというお話も出ていましたけれども、そうなんです、やっぱり早く復帰したい人もいると思うので、一時保育って結構料金が高くて、保育園によっても料金が違うんですけれども、料金を働いた分取られるぐらい料金が高かったりするので預けにくかったりもしますし、週3回とか日数も決まっていますので、そうなると女性が復帰するにもちょっと難しくなりますので、一時保育の充実をちょっとお願いしたいなと考えていました。

(佐藤会長)

切実感のあるご指摘、ご意見ありがとうございます。 その他。森委員。

(森委員)

私、黒石で主任児童員をしていますけれども。その関係で、子ども達のことで。

若いお母さん達とお話をした時、他から嫁いで来たと。お嫁に来て、すぐ出産ということになりまして、地域の方々を誰も存じ上げないと。それから他県から嫁いで来たら、言葉も知らないし、どうしたらいいか分からない。子どもが1歳とか2歳くらいまでは家庭で育てると地域の方も知らない。その中で孤立、でも、その方はいろんなところへ出向いているから良かったんですけれども、そういう場合はどこへ行って、どうしたらいいんでしょうかという意見があったんですよ。

ですから、いろいろ市町村でもそれなりに子育て相談とかいろいろやっていますけれども、やっぱりこれからの子育てプランの中で、いろいろと子育て支援事業はありますけれども、それを教える、それをその親に教えるような窓口をこれから考えていただけたらなと思っております。

(佐藤会長)

どうもありがとうございます。

その他。櫻庭委員。

(櫻庭委員)

これから議論を進める上で、枠組みをちょっと教えてほしいんですけれども。

今、資料の4で将来推計人口が出ました。100 万を切りますということなんですけれども。それから資料1の方でも晩婚化ですとか、あるいは結婚しない男女が増えてきているということで、ここに対して、この枠組みでものを考えていくのか、それともそれに対する対策を考えた上で出生率をもうちょっと上げるですとか、あるいは人口を増やすための努力をする中で今後の子育ての枠組み、規模をどの程度まで設定するのかということは、これはこの会議の中で議論をするのか、それとも別にいろんなファクターが入ってきますので、そういうことは予見としてある程度、今のトレンドだけでものを考えるのか。産業政策として、あるいは人口政策としての政策を打つことによって人口が増えるですとか、あるいは子どもが増えるとか、そういう枠組みというのはどこで議論をするのか。ここで議論をしていっていいのかどうか、私ちょっと分からないものですから教えていただければと思います。

(佐藤会長)

これは議論の論点のところに関わりますので、事務局、よろしくお願いいたします。

(事務局)

今、櫻庭委員のおっしゃったこと、人口減少が続いているという推計のもとに、今後、人口を どういうふうに増やすかというような論点までいくかということだと思うんですけれど。ここの 場では、そこまでは政策的な方向を出すとかではなくて、現状としてこういうふうに少子化は進 むと。それを踏まえた上で、その中で子育てしやすい環境をどういうふうに作っていくかという ことで議論を進めていただければなと思っています。

(佐藤会長)

櫻庭委員、いかがですか、よろしいでしょうか。

(櫻庭委員)

そうすると、資料4の3ページ、充足率みたいな話になると、これは今ある充足率ですとか、 そういうものの予見として持って考えると。これはトレンドは考えなくていいということになる わけですね。

(事務局)

これは現在のところ、こういう状況であるということを押さえていただければと思います。

(事務局)

子ども・子育て支援事業支援計画、計画の積み上げという部分に関しての議論ということについては、まず市町村の方で今後の保育の量の見込みというものを推計いたします。その推計についてはそれぞれのニーズを把握した上で、将来の見込みも含めて今後の量を作るということになります。

それから、それに応じて子どもの減少というのはどのくらい進んでいくのかという減少率、あ

るいは増加率と、流出・流入というものも入れて計画を作るということになりますが、そこのところではそれぞれの市町村の方でその量の見込みを押さえるにあたって出生政策をたくさんやるので子どもが増えていくだろうということを考えながら計画を策定する市町村、それぞれおありになるかと思いますので、その積み上げとして県の総量が決まってくるということになります。

(櫻庭委員)

積み上げですよね。ということは、県が政策を考える、こうしてくださいと、市町村に対して こういう子育てしやすい環境を作っていきましょう、皆さんで子育てできるようにしましょうと いうガイドラインみたいな、指針みたいなことはしない?積み上げていくだけということになる んですか。

(事務局)

そこのところに関しては、今回の子ども・子育てプランというものについてはある意味、子ども対策全般ということも含めて検討をするということになりますので、この会議の中ではそういう県全体の方向性ということも含めてご議論いただいた上で、それを踏まえて計画の積み上げということにつながっていくのかなというふうに思っております。

(佐藤会長)

渡邉委員。

(渡邉委員)

何回もすいません。ですから、やっぱり1本のプランに2つの計画を盛り込むのは、やはり困難だと考えてほしいんですよ。やはり、現実との戦いがこの支援計画で、例えば深浦町などは就学前の子どもとかよりも、もう保育所の定員の方がはるかに多いんですよ。というのはどういうことかというと、200人ちょっとしかいない子ども達なのに8か所の保育園があって、定員合せると300人近いんですね。それは1法人1施設ばっかりで、もう我慢比べをやっているんですよ。言っちゃ何ですけれども、すごくダーティーな子どもの奪い合いなんか。その深浦の計画を今度、県の方で支援計画に持っていくというのは、非常に縮む社会との戦いですよね。そこの中での需給調整です。

先ほど櫻庭委員がご指摘されたような、やっぱり産めよ増やせよじゃないですけれども、子育てに生きがいとかやりがいとか、又は希望を持って、これなら生める、これなら働けるという環境を作ることと逆のようなプランが2つが1冊にまとまるというのは、私はかなりテクニック的にも難しさが求められているし、その都度、その都度、細かな見直しがあって、増やしていくんだったらまだ夢も希望もいっぱいで先の見通しは明るいんですけれども、縮む調整をしながら少子化が何だかんだというのは非常に無理なことではないのかなと思うんです。

最初からあまり言うと議論にならないので後は言いませんけれども。すいません。

(佐藤会長)

どうもありがとうございます。明るい見通しとかあればあれですが。 その他。工藤委員。

(工藤委員)

すいません、今の課長の答弁、私すごく気になったんですよ。

冒頭、知事の祝辞を代読された青山副知事が話をしていました中で、少子化対策を含めた子ども・子育て支援というお話をされました。私、議会の方でも部長と一般質問等で話をしていますが、人口減少対策はどうするんだいと、人口減少社会における対策はもううんざりだと。いかにして人口を増やすか。ということは、子どもをどうやって増やすかという話なんです。

その時に、知事を含め、部長、どういうふうに答弁されました?そこを確認させてください。

(佐藤会長)

よろしくお願いします。

(江浪部長)

少子化の課題に関しましては、これは県でも非常に大きな課題だと考えています。今、健康福祉部の方で、こどもみらい課の方ですけれども、出会いサポート事業というのをやっておりまして、結婚を望んでいる男女がその望んでいる方に会えていないという事情がありますので、そういった事業にも課の方で取り組んで。この取組については県議会の方でももっともっとしっかりと子どもを増やしていくという政策についてもやっていくべきだというご提案をいただいておりまして、それにつきましては県の方でもしっかりと受け止めて取り組んでいるということをしております。

(工藤委員)

であれば、先ほどの課長の説明、人口減少社会におけるという話にはならないはずなんですね。 知事の答弁はこうなんですよ。やはりきちんとした少子化対策をする上で、きちんとした子ども、 子どもは青森県の財ですという答弁をしています。その中で子ども・子育て支援をきちんと取り 組むことによっての人口減少社会への対応をしていくというお話をされたんですね。

国の方でも、今、こういう新しい制度に取り組むことによって人口減少社会をどこで止めるかという話がされている中、また、今、予算議会の最中ですよね、通常国会をやっていまして、26年度予算をやっています。その中で、子ども・子育て支援に対する新しい制度の中で、また新しい方向性を今、検討しているというお話を聞いていますが、県の方ではどのように聞いていますか。

(事務局)

県の方では、部長が言いましたように出会いサポート事業をやっているわけなんですけれども、 現在、内閣府の方では少子化対策を3本の矢ということで打ち出して、人口減少を止めようと危 機突破対策なるものを打ち出してきていますので、県としてもそれに呼応する形での事業を進め ていきたいなというふうには思っているところです。

(工藤委員)

あまり長くやってもあれなのでまとめたいと思うのですが。

人口減少社会を切り替えるために、安心して子どもを生み育てる環境を作るための制度として、 今もう少しで5年目が来るわけですよね。

しからば、この計画の中にあった子ども・子育てを支援する環境を整える最終年度にあたって、 実際のところ、実は先ほどの説明の中では合計特殊出生率が若干上がったところもあるし、なら してみると変わらなかったという表現をされましたよね。結果として、やはり人口減少の対策に はなってないように思われる部分もある。

しからば、この会議の位置づけとして、やはり人口減少社会における対策とやれば維持するの が精一杯、維持が目標なんですよ。目標が維持であれば、当然すぼんでいくのは先ほどお話があ ったとおりのことなんです。

それであれば、やはり会議の中でお話をするのに、先ほどテーマが2つある場合、しぼんでいく中での対応をやるのか、これからどういう形で、「未来を変える挑戦」ですから、未来を変える挑戦のためにどうするかといった時に、どっちにポイントをおいて、どっちにどういう形で進めていくか。未来を考えるべきなのか、今、推定されている青森県の未来の姿を踏まえた上での計画を立てていくのか。どちらにポイントを置くのか伺いたいと思うんですよ。

ですから私、最初、知事の答弁はこうだったけれども健康福祉部としてはどう考えるんですか という聞き方をしたんです。でも、答弁は変わらないんですよ。 じゃあ、どっちで取ればいいん ですか。簡単に答えてください。

(江浪部長)

考え方をご説明させていただきますと、まず今回ご議論いただきますこの2点、子ども・子育て支援事業支援計画の方に関しては、ある意味、非常に現実的な、需要と供給という側面がありまして、そこに関係する事業者の方もたくさんいらっしゃいますので、その部分を検討する時には、課長から申し上げましたとおり、現実的に将来推計人口というものがある、今、提供しているサービスがある、そういったものを踏まえてある意味現実的に考えていかないといけないという側面が強くあります。

ただ、もう一方で、今、工藤委員からご指摘があるように、少子化対策という中に子ども・子育てをちゃんと支えられる仕組み、それが結果として少子化対策にも非常に大きな貢献になるだろうという側面があります。

ですので、この会議におきましては、ちょうどこの2つの、現実的にどうしていくかという課題と、あと長期的に見た時に一体少子化対策という課題について、子ども・子育てという観点から一体どういうふうに考えられるのか。例えば、児童の保育園の団体の方からは、例えば青森県は非常に保育園の数が多いんだと。これは逆に言えば非常に子育てをするにはいい環境なんだと。子育てするなら青森県という思いで取り組んでいるんだというご提案もいただいています。

この2つのバランスをまさにこの会議で様々な視点からのご議論をいただきまして、この場で 決めていただければと思っています。

少子化対策についても、この議論、この場で正面から議論をするかということになりますと、 少子化対策というのは結局、例えば働く場の問題でありましたり、幅広くなってしまうところも ありますので、この会議においては子ども・子育て、それを支援するという観点から、それをど ういうふうに、最終的には少子化対策についてもどういうふうにできるか、あるいは少子化対策、 あまりに体制ばかりを充実しようとして現実に子どもの数が足りなかった場合に、むしろ過当競 争のようなことになって、結果として質が下がってしまうということになると、じゃあ今提供しているサービスの質が下がる懸念はないかということについては現実的に考えなければいけませんし、2つの観点からバランスをもってこの会議を作り上げようと思っています。

(工藤委員)

ありがとうございました。これで話のポイントを皆さん、掴んでいただけたのかなと思います。 最後に、今の答弁の中で需要と供給の話がありました。資料3の9ページ・10ページに今後の 移行、幼稚園が幼保連携に移行した場合、それと保育所が同様に移行したいといった場合、基本 的な計画は市町村の計画に則りますよと。それに県の計画で定める数を加算する。その枠の中で 認定数を設定するとなった場合、先ほどもお話がありましたように、明らかに供給過剰になる可 能性がある。

もう1つは、市町村の計画以上に県が上乗せをした場合、枠がありますので、逆に特定の地域に対して許可が下りる可能性が出てきます。そうすると、青森県内において子ども・子育て支援に関する地域格差が発生する可能性があります。そこの部分だけ留意して今後の会議等で進めていただければありがたいと思っています。

すいません、私、今、環境厚生委員会の委員長をやっていますが、実は3月末で委員会を変わります。第2回からはどこの委員会になるか分からないですけれども、お会いできるかどうか分かりません。ですから、あえて今、発言させていただきました。

こういったことの取組によって、地域格差だけは出さないように県の方は配慮していただければありがたいと思います。子育てするなら青森県、部長からもお話をいただきました。それが県内の取組として生きていくように、今後の会議をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。長い時間、申し訳ありません。

(佐藤会長)

本質まで踏み込むご意見をいただきました。

それでは、今までいろんな意見がありましたけれども、それらを踏まえて事務局から何かありましたらよろしくお願いいたします。

齋藤委員。

(齋藤委員)

看護協会の齋藤です。

今日の委員のいろんな意見が県のこどもみらい課の取り組む内容と、それらを含めて県がまた 生き生きした青森県の全ての総合対策のどこに入っていくのかとか、そういうこともあると思う んですけれど、やっぱり、いろんな意見が出たのは計画が計画に終わらないで、少しでも成果が 出るようにということと、私達委員も役立ちたいという思いがやっぱりあったんだと思います。

だから、私も例えば基本理念の保護者が子育ての第一義的責任を有する、これをどこで誰が教えるの?って。

具体的な例なんですけれど、先日私の友だちが買物のお店のエレベーターの前に立っていたら、若い乳児を抱いた夫婦が近づいてきて、エレベーターのスイッチをなぜ押して待ってないんだと。 子どもを抱いている俺たちが来ているのにと。子どもは社会で育てるもんだろうと怒鳴られてび っくりしたという話を聞いて、だから市町村の積み上げを県が待っているというスタンスから一 歩踏み出して、やっぱり市町村からいかに役立つ情報が出て来るかというところでは、先ほど他 の方からも出ていましたけれども、そういう市町村の格差をなくすための、積み上げるための基 礎資料をどう出してもらうかというところのサポートあたりから、やっぱり県はちょっと取り組 んでほしいという思いを私は持ちます。大変だとは思うんですけれども、そういう県の市町村を サポートする役割というのがもう少し見えればいいのかなと思いました。

(佐藤会長)

どうもありがとうございます。

以上のご意見を踏まえて、何か事務局からコメントございますでしょうか。

(事務局)

大変ありがとうございました。

いろんな考え方の皆さんが集まる場で、さすがに委員の皆様を選んで良かったなというふうに 思っております。

今の議論を踏まえまして、事務局としても今後のわくわく子育てプランのあり方とかを再度確認して事務局としてまとめたいと思いますので、よろしくおねがいします。

(佐藤会長)

たくさんのご意見、ありがとうございました。時間を上回ってしまいました。お詫び申し上げます。

それでは、これで終わりにしたいと思います。事務局から何かございますでしょうか。

7 閉会

(司会)

それでは最後に部長から閉会の挨拶を申し上げます。

(江浪部長)

本日、お忙しい中お集まりいただきまして、いろいろと活発なご議論をいただきましてありがとうございました。本当はここで、実は先ほどの話の繰り返しになってしまうところがありまして、先ほど工藤委員からご質問をいただいてしまったのであれだったんですが、改めてもう一回我々の考えをお話しさせていただきます。

青山副知事の方から代読させていただきました知事挨拶にもありましたとおり、子ども達は青森の未来を担う財だということであります。一方で、この青森県では全国の平均よりも子どもの数が少ないという状況が、残念ながら平成18年から続いているという大きな課題があるということであります。

この課題につきましては、県議会の方でもご議論をいただいているところもあるということでありますが、この会議、本会議につきましては子ども・子育て支援に関する施策の総合的計画的な推進に関しましてご議論をいただくという場でありまして、先ほど工藤委員からのご質問に対しましてお答え申し上げましたとおり、今、この青森県を取り巻く大きな課題の1つであります

少子化という課題に関しましても、子ども・子育て、そういった体制をどう整えるかという話の 中からしっかりと支えていただきたいと思っているところでございます。

先ほどご説明申し上げました議論のスケジュールにありますとおり、1年間でまとめていくという非常にタイトなスケジュールで、かつ年に何回もお集まりいただくというちょっと厳しいスケジュールでありますけれども、それぞれのお立場からしっかりとご意見の方をお出しいただきまして、我々もしっかりとそれを受け止めて検討していきたいと思っているところであります。

ぜひ、これからもこの会議の運営にあたりましてご協力いただきますようお願い申し上げまして、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(司会)

皆様、長時間にわたりご協議いただき、大変お疲れさまでした。 以上をもちまして、第1回青森県子ども・子育て支援推進会議を閉会いたします。 本日はどうもありがとうございました。